

**長野県告示第88号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりである。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人山月会小諸医院	小諸市荒町二丁目1番1号	令和10年3月15日

医療政策課

**長野県告示第89号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
駒ヶ根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
駒ヶ根都市計画下水道事業 駒ヶ根市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成元年10月12日から  
令和14年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成元年告示第702号、平成2年告示第861号、平成4年告示第835号、平成10年告示第230号、平成15年告示第454号、平成21年告示第51号、平成26年告示第658号及び平成30年告示第390号の事業地のうち、大字赤穂福岡の事業地内において事業地を変更する。

水道・生活排水課

**長野県告示第90号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
下諏訪町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下諏訪都市計画下水道事業 下諏訪町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和49年12月26日から  
令和12年3月31日まで
- 4 事業地  
変更なし

水道・生活排水課

**長野県告示第91号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第92号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南佐久郡小海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小海町（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第93号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南佐久郡北相木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北相木村（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第94号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北佐久郡御代田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、御代田町（次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第95号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡飯島町（次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

飯島町（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第96号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正
- 作業期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 作業地域  
長野県全域

建設政策課

#### 長野県告示第97号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 航空レーザ測量
- 作業期間  
令和6年8月15日から令和7年1月31日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

#### 長野県告示第98号

長野県林務部森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 中部山岳森林計画区の空中写真撮影
- 作業期間  
令和6年6月20日から令和7年2月12日まで
- 作業地域  
中部山岳森林計画区

建設政策課

## 長野県告示第99号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 用地測量
- 作業期間  
令和6年12月1日から令和7年2月13日まで
- 作業地域  
南佐久郡南牧村

建設政策課

## 長野県告示第100号

長野県北アルプス地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 令和5年度経営体育成基盤整備事業 会染西部地区確定測量
- 作業期間  
令和5年11月27日から令和7年2月28日まで
- 作業地域  
北安曇郡池田町、北安曇郡松川村

建設政策課

## 長野県木曾建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月13日

長野県木曾建設事務所長 片桐 剛

- 道路の種類 県道
- 路線名 中津川南木曾線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡南木曾町吾妻1559番の8地先から 木曾郡南木曾町吾妻1543番の2地先まで	旧	10.8～32.1 m	0.0838 km
同 上	新	10.8～32.1	0.0838
		6.3～8.2	0.0881

道路管理課

## 長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月13日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

- 道路の種類 県道
- 路線名 塩尻鍋割穂高線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市大字笹賀456番の1地先から 松本市大字笹賀185番の1地先まで	旧	m 7.9～24.6	km 0.4900
同 上	新	18.6～26.6	0.4900

道路管理課

## 長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月13日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

- 道路の種類 県道
- 路線名 中野豊野線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
中野市大字栗林743番の1地先から 中野市大字栗林732番の4地先まで	旧	m 38.7～73.1	km 0.1303
同 上	新	22.1～31.6	0.1303

(区域変更をする期日 令和7年3月16日)

道路管理課

## 長野県木曾建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月13日

長野県木曾建設事務所長 片 桐 剛

- (1) 路線名 361号

- (2) 供用を開始する区間  
木曾郡木曾町開田高原末川3788番の20地先から  
木曾郡木曾町開田高原末川3822番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月13日
- 2 (1) 路線名 中津川南木曾線
- (2) 供用を開始する区間  
木曾郡南木曾町吾妻1559番の8地先から  
木曾郡南木曾町吾妻1543番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月13日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月13日

長野県須坂建設事務所長 河原輝久

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間  
上高井郡小布施町大字小布施981番の13地先から  
上高井郡小布施町大字小布施947番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年3月13日

道路管理課

選告示第10号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和7年3月13日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

別表中	33,886	を	33,810	に改める。
	311,787		311,309	
	108,491		108,285	
	71,294		71,142	
	44,887		44,790	
	18,577		18,510	
	41,971		41,809	
	13,260		13,230	
	18,744		18,690	
	11,571		11,536	
	17,956		17,923	
	8,764		8,739	
	17,232		17,178	

7,317	7,293
5,948	5,925
21,323	21,307
18,252	18,219
39,622	39,588
20,477	20,416
8,086	8,069
27,013	26,994
6,358	6,326
22,205	22,167
7,021	6,982
8,404	8,380

選挙管理委員会